

葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・
認知症施策推進計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

葛城市 保健福祉部 介護保険課

葛城市 保健福祉部 地域包括支援課

1. 本実施要項の要旨

葛城市が実施する葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定等業務に係る委託事業者の選定にあたり、本プロポーザル実施要領に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2. 業務の概要

(1) 業務名

葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定することを目的とする。計画の目標年度は、令和9年度から令和11年度とする。

(3) 業務の内容

別紙1「葛城市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定等業務仕様書」（以下別紙1という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（但し、業務完了後に書面による通知を提出し、当市の検査で合格し、成果品を引き渡すまでの期間とする。）※令和7年度から令和8年度までの2か年の継続事業

(5) 提案上限額

総額7,810,000円（消費税及び地方消費税含む）の範囲内とする。

※ただし、令和7年度分の支払は発生しないものとする。

※なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

(6) 発注者及び事務局

発注者 葛城市長 阿古 和彦

事務局 葛城市役所 保健福祉部介護保険課及び地域包括支援課

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、次の要件を全て満たす者とする。

① 令和7年度において葛城市競争入札参加資格を有する事業者であること。ただし、資格を有さない事業者は「4. 入札参加資格を有さない者の参加」を参照し、必要書類を提出すること。

- ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から２年経過していない者でないこと。
- ⑤ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑦ 葛城市暴力団排除条例（平成２３年葛城市条例第１５号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑧ 前記⑦に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。
- ⑨ 参加申込書の提出時に、老人福祉法及び介護保険法に基づく第８期（令和３年度～令和５年度）以降の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務の完了実績があること。ただし、アンケート調査や印刷などの業務の一部の実績は認めない。
- ⑩ 前記⑨の業務において、業務責任者として業務実績のある人員を本業務に業務責任者として従事させること。
- ⑪ 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- ⑫ 企業としてプライバシーマーク（JISQ15001）認証又は情報セキュリティマネジメント（ISO/IEC27001）認証を取得していること。

４． 入札参加資格を有さない者の参加

「３．参加資格要件①」に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を参加申込書提出時に提出すること。（A4 ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載）

追加資料一覧	
１	プロポーザル参加資格要件審査申請書【様式６】
２	許可登録（免許）証明書等（営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可）
３	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可）
４	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」 個人「事業証明書」及び「住民票」
５	納税関係書類

	すべての税目について滞納がない旨の証明書 A：市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者 ⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む） B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者 ⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む） C：県外業者 ⇒国税（消費税及び地方消費税を含む） ※提出日前3か月以内発行のもの ※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。 ※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。 ※国税は、所管税務署発行の納税証明書（様式その3の2[「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」]又はその3の3[「法人税」及び「消費税及び地方消費税」]）を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）
6	印鑑証明書（写し可）※提出日前3か月以内発行のもの
7	誓約書兼同意書【様式7】

5. スケジュール概要（予定） ※期限について詳細は各項目を参照

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和7年4月10日（木）
参加申込書提出期限	令和7年4月25日（金）正午
募集要領等に関する質問締切	令和7年4月25日（金）正午
募集要領等に関する質問回答	令和7年5月 7日（水）予定
企画提案書等の提出期限	令和7年5月19日（月）正午
一次審査の結果通知	令和7年5月22日（木）予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年5月29日（木）予定
最終審査結果通知	令和7年6月 4日（水）予定

6. 募集概要及び日程

（1）募集開始（実施要領及び仕様書等の掲載）

- ①募集期間 令和7年4月10日（木）～4月25日（金）まで
- ②募集方法 葛城市ホームページに掲載します。
- ③掲載資料
 - ・本業務仕様書
 - ・本業務公募型プロポーザル実施要領及び提出書類にかかる様式
 - ・本業務公募型プロポーザル審査基準

（2）参加申込書の提出

- ①提出期限 令和7年4月25日（金）正午まで
※郵送の場合は、令和7年4月25日（金）必着とする。

- ②提出場所 葛城市役所 保健福祉部 介護保険課
〒639-2195 奈良県葛城市柿本1 6 6 番地
電話：0745-44-5104（ダイヤルイン）
- ③提出方法 持参又は郵送により提出すること。
持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
郵送の場合は、事前に電話連絡の上、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。
- ④提出書類 次の（ア）～（オ）を各1部提出すること。
（ア）【様式1】参加申込書
（イ）【様式2】参加資格に関する申立書
（ウ）【様式3】受注実績調書（参加要件及び実績審査）
（エ）【様式4】会社概要書
（オ）【様式5】業務実施体制表
- ⑤参加辞退 参加申込以降に参加辞退する場合は、すみやかに「参加辞退届」を介護保険課へ持参または郵送により提出すること。既に提出された書類は返却しない。

（3）質問の受付及び回答

- ①受付期間 令和7年4月10日（木）～4月25日（金）正午まで
- ②質問方法 質疑書【様式8】に質問内容を記載し、電子メールで提出し、電話により受信確認を行うこと。電話・来訪等による質問は一切受け付けない。
メールアドレス：kaigo@city.katsuragi.lg.jp
電話：0745-44-5104（ダイヤルイン）
- ③質問回答 令和7年5月7日（水）までに、参加申込者全員にメールで回答

（4）企画提案書等の提出

企画提案書は（5）の記載に基づき、見積書は（6）の記載に基づき作成し提出すること。
なお、提案は1事業者につき1案とする。

- ①提出期限 令和7年5月19日（月）正午まで
※郵送の場合は、令和7年5月19日（月）必着とする。
- ②提出先 葛城市役所 保健福祉部 介護保険課
- ③提出方法 持参又は郵送により提出すること。
持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
郵送の場合は、事前に電話連絡の上、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「（3）参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④提出書類

企画提案書（正）＜任意の様式＞ ※会社名・会社印、代表者名、代表者印を記名押印すること。	1 部
企画提案書（副）＜任意の様式＞ ※会社名、代表者名、製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	10 部
企画提案書（副）の PDF データ（CD-R または DVD-R） ※PDF データ内に、会社名、代表者名、製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	1 部
見積書（任意様式）	1 部

（５）企画提案書作成要領

①企画提案書表紙（任意様式）

②事業実施スケジュール（任意様式）

③企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。また、本計画を策定する上で、市にとって有意義と思われる独自提案があれば提案すること。

（ア）企画提案書の様式は原則として A 4 版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは 11 ポイント以上とする。補足資料は、必要に応じ A 4 版横、A 3 版横で可。A 3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

（イ）企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、補足資料（最大 4 枚）を含め 10 枚（①表紙及び②スケジュールを除く。）までとすること。

（ウ）使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

（エ）記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8 ポイント以上とすること。

（６）見積書作成要領

仕様書に記載する本業務に必要となる全ての費用の合計金額（消費税及び地方消費税別金額及び消費税及び地方消費税を含む合計金額）を記載すること。企画提案した事項については、全て見積金額の範囲内で実施するものとする。

（７）選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、別紙 2「葛城市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定等業務委託に係る審査実施要領」に定めるところによる。

①一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和 7 年 5 月 22 日（木）（予定）に、参加申込書に記載され

た連絡先に電子メールで通知する。

②最終審査結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和7年6月4日（水）（予定）に、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。受託候補者は、選定後本市ホームページ上で公表する。

（８）契約

①契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受託候補者として協議を行うものとする。

②次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

（９）契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

7. 留意事項等

（１）失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④提案書への社名の記載があった場合
- ⑤見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑥他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑦二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑧契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

（２）留意事項

- ①提出された企画提案書等は返却しない。
- ②提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うも

のとする。

⑥提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

⑦企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

⑧審査経過に関する質問等は一切回答しない。

【問合せ先及び各書類の提出先】

葛城市役所 保健福祉部 介護保険課

所在地：〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

TEL：0745-44-5104（ダイヤルイン）

FAX：0745-69-6456（代表）

メールアドレス：kaigo@city.katsuragi.lg.jp